

1. 議事日程

〔平成24年第2回安芸高田市議会臨時会第1日目〕

平成24年12月 4日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

【臨時議長】

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙

【議長】

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長の選挙
- 日程第5 常任委員の選任
- 日程第6 議会運営委員の選任
- 日程第7 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第10 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】

- 日程第11 承認第5号 専決処分した事件の承認について【財産の無償貸付】
- 追加日程第1 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について
- 追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	玉 重 輝 吉	2番	玉 井 直 子
3番	久 保 慶 子	4番	下 岡 多美枝
5番	前 重 昌 敬	6番	石 飛 慶 久
7番	児 玉 史 則	8番	大 下 正 幸
9番	水 戸 眞 悟	10番	先 川 和 幸
11番	熊 高 昌 三	12番	宍 戸 邦 夫
13番	山 本 優	14番	秋 田 雅 朝
15番	藤 井 昌 之	16番	青 原 敏 治
17番	金 行 哲 昭	18番	塚 本 近

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

3番 久保慶子 4番 下岡多美枝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (7名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務部長	沖野文雄	企画振興部長	竹本峰昭
福祉保健部長	武岡隆文	総務課長	杉安明彦
行政経営課長	西岡保典		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	外輪勇三	事務局次長	山中章
係長	森岡雅昭	専門員	藤堂洋介



午前 10時00分 開会

○外輪事務局長 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山本議員が年長者でありますので、御紹介を申し上げます。山本議員、議長席にお着きください。

○山本臨時議長 ただいま紹介されました山本優でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。



日程第1 仮議席の指定

○山本臨時議長 ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで暫時休憩いたします。



午前 10時01分 休憩

午前 10時36分 再開



日程第2 議長の選挙

○山本臨時議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票によることといたします。

これより議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

〔出席議員数の確認〕

ただいまの出席議員数は18名です。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配付〕

なお、投票は単記無記名といたします。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載下さい。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(配付漏れなし)

配付漏れなしと認めます。記入をしてください。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○外輪事務局長 1番 玉重議員、2番 玉井議員、3番 久保議員、4番 下岡議員、5番 前重議員、6番 石飛議員、7番 児玉議員、8番 大下議員、9番 水戸議員、10番 先川議員、11番 熊高議員、12番 穴戸議員、14番 秋田議員、15番 塚本議員、16番 藤井議員、17番 青原議員、18番 金行議員、最後に山本臨時議長。

○山本臨時議長 投票漏れはございませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場の閉鎖の解除]

それでは、開票を行います。開票の立会人は、会議規則第31条第2項の規定により、私から指名いたします。1番 玉重輝吉君、及び2番 玉井直子さんを指名いたします。両議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

立会人は、自席にお戻り下さい。

選挙の結果を報告します。投票総数18票、これは、先ほどの出席議員数に符号しております。そのうち有効投票18票、無効投票0票です。有効投票のうち、塚本近君10票、山本優君5票、藤井昌之君3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、5票です。したがって、塚本近君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、塚本近君が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○塚本議長 一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、議員改選後の議会構成に当たり、不肖私が議長選挙において当選人となりましたことは、私自身にとりまして限りない光栄と存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第であります。

議長の職務について今さら議員の皆さんに申し上げるつもりはありませんが、地方自治法では議場の秩序・維持、議事の整理、議会事務の統理、そして議会代表権が規定されております。これらを円滑に運営し遂行していくには、議長一人の力を持ってしては不可能であることを自覚しております。議長の責務を十分に果たすには、議員各位の御支持と御協力が不可欠であります。

議会はそれぞれに主義主張を異にする議員により構成されていることは当然のことであり、現に私とは会派を異にする議員も何人かいらっしゃいます。しかし、議長としては主義主張を異にし、会派を異にする議員各位の御支持と御協力がなければなりません。そのために私といたしましては、私人としての主義主張は別として、議長としての職務を行う

に際し、中立公正を最大、最終の目標として対処する所存であります。

幸いにして、本市議会には歴代の議長、議員各位によってつくられ、守られてきたよき伝統を生かしながら、最大の努力をすることをお誓い申し上げ、簡単措辞ではございますが、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いをいたします。

- 山本臨時議長　これで臨時議長の職務は全て終了いたしました。よって議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時53分 休憩

午前 10時56分 再開

~~~~~○~~~~~

- 塚本議長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。
これよりの日程は、お手元に配付いたしました日程第2号のとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。
外輪事務局長。

- 外輪事務局長　諸般の報告をいたします。
第1点、市長より臨時会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧が提出されております。
第2点、教育長より平成23年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価についての報告がありました。
第3点、市長より議会の委任による専決処分事項、第1号関係5件の報告がありました。
第4点、市長より議会の委任による専決処分事項について第4号関係1件の報告がありました。
第5点、市長より工事請負契約の締結について2件の報告がありました。
第6点、監査委員より定期監査及び行政監査の結果に関する報告書の提出についての報告がありました。
第7点、監査委員より平成24年9月分及び10月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

- 塚本議長　以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 議席の指定

- 塚本議長　日程第1、議席の指定を行います。  
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、1番から14番までは、ただいま着席のとおりとし、15番を18番とし、16番以降を1番ずつ繰り上げた席を議席として指定をいたします。  
それぞれの指定に御着席願います。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時58分 休憩

午前 10時59分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○塚本議長 再開いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、3番 久保慶子さん、及び4番 下岡多美枝さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 会期の決定

○塚本議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 副議長の選挙

○塚本議長 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、投票によることといたします。

これより、議場を閉鎖いたします。

〔議場の閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名です。

それでは、投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配布〕

なお、投票は単記無記名です。投票用紙に、被選挙人の氏名を記載下さい。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(配付漏れなし)

配布漏れなしと認めます。

それでは記入をしてください。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱の点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票願います。

○外輪事務局長 1番 玉重議員、2番 玉井議員、3番 久保議員、4番 下岡議員、5番 前重議員、6番 石飛議員、7番 児玉議員、8番 大下議員、9番 水戸議員、10番 先川議員、11番 熊高議員、12番 宍戸議員、13番

山本議員、14番 秋田議員、15番 藤井議員、16番 青原議員、17番 金行議員、最後に塚本議長、お願いします。

○塚本議長 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

投票漏れなしと認め、投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

[議場の閉鎖の解除]

開票を行います。次に、開票立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 前重昌敬君、及び6番 石飛慶久君を指名いたします。

両議員、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

立会人は、自席にお戻り下さい。

選挙の結果を報告します。投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符号しており、そのうち有効投票17票、無効投票1票です。有効投票のうち金行哲昭君9票、青原敏治君8票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票ですので、したがって、金行哲昭君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、金行哲昭君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

副議長の就任の挨拶をお願いいたします。御登壇願います。

○金行副議長 ただいまの選挙で副議長に選んでいただきまして、まことにありがとうございました。副議長になりまして私が所信に述べさせてもらった通り、議会の議決機関としての執行機関と相対立し、機能のほうを遺憾なく発揮し、批判的機関でありながら建設的な機関でございます。

また、議長が所信で述べられたことをもとより補佐しながら皆様の合議体を一つにまとめ一生懸命邁進していく所存でございます。皆様のお力添え、御支援をもとに、安芸高田市の方向づけをちゃんと出して、また議長に何かがあれば私が立派に務めさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○塚本議長 ここで暫時休憩といたします。12時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時16分 休憩

午後 0時05分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第5 常任委員の選任

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務企画常任委員に、玉重議員、石飛議員、水戸議員、熊高議員、山本議員、塚本議員、文教厚生常任委員に、玉井議員、下岡

議員、前重議員、児玉議員、青原議員、金行議員、産業建設常任委員に、久保議員、大下議員、先川議員、宍戸議員、秋田議員、藤井議員、以上を指名いたします。予算決算常任委員に、議長を除く全議員17名を指名いたします。

以上の諸君をそれぞれ指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここで13時30分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時07分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、児玉議員、大下議員、水戸議員、山本議員、秋田議員、青原議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議会広報特別委員会の設置について

○塚本議長 日程第7、議会広報特別委員会の設置についての件を議題といたします。

議会広報の発刊及び調査を行うため、委員会条例第6条第1項、及び第2項の規定により、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することといたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、議会広報の発刊及び調査を行うため、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することと決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、玉重議員、玉井議員、久保議員、前重議員、石飛議員、宍戸議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、以上の諸君を議会広報特別委員に選任することに決しました。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選の結果が通知されていますので、御報告いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時33分 休憩

午後 1時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

総務企画常任委員長に山本優君、同副委員長に石飛慶久君、文教厚生常任委員長に児玉史則君、同副委員長に前重昌敬君、産業建設常任委員会委員長に大下正幸君、同副委員長に宍戸邦夫君、予算決算常任委員長に青原敏治君、同副委員長に先川和幸君、議会運営委員長に秋田雅朝君、同副委員長に青原敏治君、議会広報特別委員長に石飛慶久君、同副委員長に宍戸邦夫君、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

日程第8 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○塚本議長 日程第8、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることと決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に、石飛議員、大下議員、宍戸議員、青原議員、塚本議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました以上の諸君を、芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が、芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選された諸君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○塚本議長 日程第9、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に、児玉史則君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました児玉史則君を、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました児玉史則君が、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました、児玉史則君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 承認第4号 専決処分した事件の承認について【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】

○塚本議長 日程第10、承認第4号「専決処分した事件の承認について【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 第2回臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。平成24年も師走を迎え、何かと慌ただしさを増す中、本日、議会の構

成も決定いたし、新しい体制への議会がスタートいたしました。議員の皆様方におかれましては、今後も引き続き、一層の御指導と御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

さて、本議会へ御提案を申し上げます案件は、承認2件でございます。どうかよろしく御審議をいただきますよう、お願いを申し上げます。

承認第4号「専決処分をいたしました平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、去る11月16日に衆議院が解散をし、12月16日に投票を行う選挙を実施することになったことに伴い、選挙関係費用として2,313万7,000円を追加し、予算の総額を236億6,017万9,000円とするものであります。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、「平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の要点の説明をいたします。

このたびの補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,313万7,000円を追加し、予算の総額を236億6,017万9,000円とするものでございます。

本件は、去る11月16日に衆議院が解散し、12月16日に投開票を行う選挙を実施することになったことに伴い、選挙に関する費用を追加する補正を行うもので、選挙の準備に関する事務をすぐに始める必要があったことから、11月16日付で専決処分をしたものでございます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、衆議院選挙については国政選挙であります。全額、県支出金での対応となり、15款の県支出金を2,313万7,000円増額しております。

12ページ、13ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、2款の総務費、4項の選挙費、3目の選挙執行費を2,313万7,000円増額し、期日前投票事務、投開票事務にかかわる職員手当と選挙立会人などの報酬、ポスター掲示板の設置・撤去に関する委託料、その他選挙の事務を行うために必要な費用を追加するものです。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 選挙執行ということで、先般の市議会選挙もありました。開票等の発表等、何かちぐはぐな状況にあったように思うんですが、今後、衆議院の選挙もそういった開票作業もありますけれども、そういった状況というのはどう捉えておられるか、1点お聞きしておきます。

○塚本議長 答弁を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 先ほどの市議会議員一般選挙、投開票、投票の速報の関係の御質問だろうと思っております。

総体的に表の分類、集計は速やかにいったと思っておりますが、投票立会人の方がたくさんいらっしゃるに、そちらで確認されるのに時間を要したんだろうというように考えております。そのため、中間報告など若干時間がおくれたというように総括をいたしております。

今後は、投票の仕分けなどは職員が確実にっておりますので、投票立会人様に1枚1枚見ていただくのではなく、スピーディーな押印をお願いしたいというような取り組みをしたいと思っております。以上でございます。

○塚本議長 ほかに質疑はありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について【平成24年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】」の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 承認第5号 「専決処分した事件の承認について【財産の無償貸付】」

○塚本議長 日程第11、承認第5号「専決処分した事件の承認について【財産の無償貸付】」の件を議題といたします。

この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第5号、専決処分いたしました地方自治法第96条第1項第6号の規定による財産の無償貸し付けについて、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、美土里町の横田診療所、及び美土里歯科診療所の新築移転事

業に伴い、美土里支庁駐車場の一部をその移転先とし、両診療所の建設用地を無償貸し付けするものであります。

このたび、用地の分筆測量が終わり、貸し付けする土地の面積が確定したこと、及び両診療所、新築工事の早期着工を期すため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであります。以上、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは、承認第5号、専決処分いたしました事件の承認につきまして要点の御説明を申し上げます。

本件は老朽化が著しい美土里町の横田診療所、及び美土里歯科診療所につきまして地域住民の利便性の向上とへき地医療の確保・充実を図る観点から、町中心部に位置します美土里支所の駐車場の一部を建設用地として民設民営の仕法により新築・移転することとし、一昨年来、鋭意事業推進をしてきたところでございます。

このたび、新築する両診療所の設計及び建設用地の分筆測量が終わり面積が確定したこと、及び両診療所の早期着工並びに完成を期すために、地方自治法第96条第1項第6号に規定する財政の無償貸し付けについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

議案の下段の表をごらんください。

無償貸し付けする財産ですが、診療所につきましては、安芸高田市美土里町本郷1781番地の9に所在する土地463.44平方メートルで、貸付期間は、市財務規則第164条の規定に基づき30年間を上限に契約の日から平成54年10月31日までとするものでございます。貸し付けの相手方につきましては、横田診療所所長 津田敏孝氏でございます。

歯科診療所につきましては、安芸高田市美土里町本郷1781番地10に所在する土地467.19平方メートルで、貸付期間は診療所と同様とし、貸し付けの相手方は、美土里町歯科診療所院長の根岸勇二でございます。

なお、説明資料のほうをごらんください。

1ページ目に新築移転先の美土里支所に隣接する駐車場の現況写真をつけております。

2ページ目には、付近見取り図及び診療所の配置図でございます。赤の部分が診療所、青の部分が歯科診療所となります。

また3ページ目には、貸し付けする土地の分筆予定図をつけておりますのでよろしくお願いたします。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第5「専決処分した事件の承認について【財産の無償
貸付】」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時53分 休憩

午後 1時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします
ここで市長から同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意につ
いて」の件が提案されております。

この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思
います。これに御
異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに
決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 同意第5号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○塚本議長 追加日程第1、同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意につ  
いて」の件を議題といたします。

ここで、9番、水戸眞悟君は除斥により退席しておりますので確認し  
ておきます。

この際議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求  
めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の提案理由  
の御説明を申し上げます。

本件は、安芸高田市監査委員2名のうち市議会議員から選任をして  
おりました今村義照さんが11月30日をもって任期満了となったため、新た  
に水戸眞悟さんを市議会推薦の監査委員として選任をするため、地方自  
治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めますのでござい  
ます。

水戸さんは、美土里町にお住まいでございまして、市議会議員になられる前は合併前の美土里町教育長として御活躍をされ、とりわけ地方公共団体の財務管理はもとより行政経営にもすぐれた執権を持っておられます。まさに本市監査委員として適任であると確信をしており、このたび議会からの推薦に基づき御承認をいただきたいと考えております。よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、これを省略いたします。  
これより同意第5号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を起立により採決いたします。  
本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、同意第5号は同意することに決定しました。  
ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時57分 休憩

午後 1時59分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 再開いたします。  
先ほど、議会運営委員長、各常任委員長並びに議会広報特別委員長から、所管する事務について、会議規則第102条の規定により、閉会中も継続して調査したい旨の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出の承認についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 閉会中の継続調査の申し出の承認について

○塚本議長 追加日程第2、「閉会中の継続調査の申し出の承認について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、各常任委員長並びに議会広報特別委員長からの、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することに決定いたしました。
以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成24年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。



午後 2時01分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員